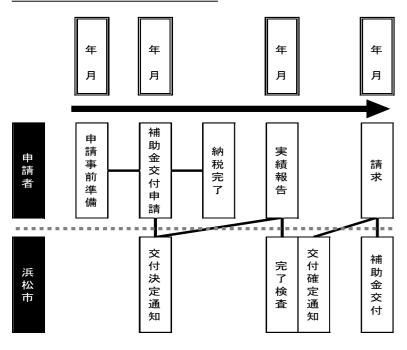
	「固定	『資産税』・「都市計画税」・「事業所税(資産割)」 に対する補助金				
		浜松市 (本補助は浜松市単独の制度です)				
制度		企業立地奨励費補助金				
補助対象要件	対象	企業立地促進事業費又は静岡県の新規産業立地事業費の交付を受けている企業				
		(市税の未申告および滞納がないこと)				
	補助額	企業立地促進事業費補助金の対象となった土地及び対象となった家屋に係る以下の市税の合計額				
		★固定資産税				
		★都市計画税				
		★ 事業所税(資産割)				
	期間	企業立地促進事業費補助金の交付を受けた翌年度から3年間 (大型特例は5年間)				
		*翌年度に固定資産税及び都市計画税が課税対象とならない場合、もしくは、1月1日現在に業務				
		開始していない場合は、補助期間を翌々年度から3年間とすることができる。				
	限度額	2 億円/年 … 3 年間で最大 6 億円 (大型特例は 5 年間で最大 10 億円)				

補助金交付手続きの流れ





◆浜松市の補助金(制度)に関するお問い合わせは

浜松市産業部企業立地推進課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103 番地の 2 TEL: 053-457-2282 / FAX: 053-457-2283 E-mail: yuchi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

◆静岡県の補助金(制度)に関するお問い合わせは

静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6 TEL: 054-221-2514 / FAX: 054-221-2349 E-mail: kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp

R8. 1

令和8年1月要綱版



企業立地補助金のご案内



- □本リーフレットは「浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱」、静岡県「新規産業立地事業費補助金交付要綱」・「指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱」に基づき、本市と静岡県の補助金制度の概要を記載したものであり、詳細な内容については各要綱をご確認ください。
- □静岡県の補助制度については、本市が補助対象とする案件に対し適用される制度となっています。
- □補助金の交付は、原則 1 企業につき 1 回です。(ただし、設備投資額 5 億円以上の場合、又は市有地取得の場合は複数回適用の対象となります。)※県補助金については、静岡県に直接ご確認をお願いします。
- □補助対象となった用地及び建物・機械設備等は、補助金交付確定日から原則 10 年間、市長の承認を受けずに補助目的外での使用、譲渡、交換、貸付、取り壊し、廃棄、又は担保に供することができません。
- □補助金交付後、本市が実施する経済波及効果測定等の各種調査へのご協力をお願いします。
- □本リーフレットの記載内容は、令和8年1月1日以降に用地取得(工事請負)契約を締結した案件に対し適用されます。

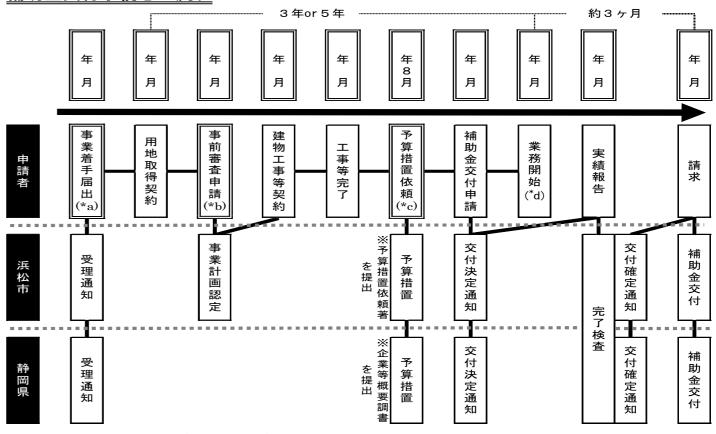
		「用地取得」	•「新規雇用」	に対する補助金		
制度		(浜松市)企業立地促進	進事業費補助金	(静岡県)地域産業立地事業費補助金		
補助対象要件	業種 (施設)	製造業(自家用倉庫、リサイクル業等 を除く)の工場、データセンター、 高度な物流施設(*1)、植物工場(*2)	研究所 (*3)、 ソフトウエア業、 工業デザイン業	製造業(自家用倉庫、リサイクル業等を除く)の工場、高度な物流施語(*1)、植物工場(*2)		
	面積	用地取得 1,000 ㎡以上 (借地面積除く)	延床 200 ㎡以上	用地取得 1,000 m²以上 (借地面積除く) 延床 200 ㎡以上	
	雇用	市内雇用増1人以上もしくは 市内雇用維持かつ生産性向上(*4)	市内雇用増1人以上	県内雇用増 1 人以上もしくは 県内雇用維持かつ生産性向上	県内雇用増1人以上	
	その他	業種(施設)により10人以上(*5) ・用地取得契約前に事業着手届の提・用地取得後、造成済地は3年以内以内に業務開始(大型特例(*6)・事業計画の認定(事前審査)	引、未造成地は5年	従業員 10 人以上の事業所 研究員等 5 人以上 ・用地取得契約前に事業着手届の提出 ・用地取得後、造成済地は 3 年以内、未造成地は 5 年以内に業務開始 ・補助金交付の翌年度から 3 年間の雇用維持		
補助率 補助額 限度額		★用地取得費の 15% (割増要件あり) a. 市外企業で 10,000 ㎡以上を取得 … 20% b. 特定地域 (*7) … 20% c. ふじフロ区域内 (*8) かつ県成長分野 (*9) … 20% ★新規雇用従業員 1 人あたり 50 万円 (用地取得契約以降の市内居住新規雇用者で新設工場に勤務)		★用地取得費の 10% (割増要件あり) d. ふじフロ区域内 (*8) · 15% e. 県成長分野 (*9) 又は研究所 (*3) · 15% f. ふじフロ区域内 (*8) かつ県成長分野 (*9) · 20% ★新規雇用従業員 1 人あたり 50 万円 (浜松市の補助対象人数が上限)		
		用地取得・新規雇用 合わせて 4 億円 [b及び Cは用地取得で補助金額が 4 億円超の場合は 8 億円 (雇用補助は対象外)]		用地取得・新規雇用 合わせて 1 億円 [d 及び e の場合は 1.5 億円、f の場合は 2 億円]		
	制度	「建物・機械設備」(こ) 企業立地促進事業費補助金		対 9 の補助並 新規産業立地事業費補助金		
補	業種 (施設)	製造業 (自家用倉庫、リサイクル業等 を除く) の工場・データセンター、 高度な物流施設 (*1)、植物工場 (*2)	研究所 (*3)、 ソフトウエア業、 工業デザイン業	製造業 (自家用倉庫、リサイクル業 を除く) の工場、高度な物流施 (*1)、植物工場 (*2)	等	
	面積	用地取得 1,000 ㎡以上 (借地面積含む) 設備投資費が 5 億円以上あれば	延床 200 ㎡以上	自社有地でも可	75.15. 2002DL I.	
		自社有地でも可 (*11)		日任有地でも円	延床 200 m以上	
補助対象	投資額	自社有地でも可(*11) 5,000 万円以上 自社有地、複数回適用、植物工場 は5億円以上(造成費等除く)	2,500 万円以上 自社有地、複数回適用は 5億円以上(造成費等除く)	5億円以上	延床 200 ㎡以上 1億円以上 (造成費等除く)	
助対	投資額雇用	5,000 万円以上 自社有地、複数回適用、植物工場 は5億円以上 (造成費等除く) 市内雇用増1人以上もしくは 市内雇用維持かつ生産性向上(*4)	自社有地、複数回適用は 5億円以上(造成費等除く) 市内雇用増1人以上	5億円以上	1億円以上 (造成費等除く) 県内雇用増1人以上	
助対象要		5,000 万円以上 自社有地、複数回適用、植物工場 は5億円以上 (造成費等除く) 市内雇用増1人以上もしくは	自社有地、複数回適用は 5億円以上(造成費等除く) 市内雇用増1人以上 研究員等5人以上 手手届の提出 地は5年以内に業務開始	5 億円以上 (造成費等除く) 県内雇用増 1 人以上もしくは	1億円以上 (造成費等除く) 県内雇用増1人以上 研究員等5人以上 養着手届の提出 造成地は5年以内に業務	
助対象要件	雇用	5,000 万円以上 自社有地、複数回適用、植物工場 は5億円以上(造成費等除く) 市内雇用増1人以上もしくは 市内雇用維持かつ生産性向上(*4) 業種(施設)により10人以上(*5) ・用地取得(工事請負)契約前に事業着 ・契約後、造成済地は3年以内、未造成 (大型特例(*6)は5年以内、自社有地での	自社有地、複数回適用は 5億円以上(造成費等除く) 市内雇用増1人以上 研究員等5人以上 計手届の提出 地は5年以内に業務開始 の投資(*11)は2年以内) 費(*10)の10% 助金の補助要件を	5 億円以上 (造成費等除く) 県内雇用増 1 人以上もしくは 県内雇用維持かつ生産性向上 ・用地取得(工事請負)契約前に事業 ・契約後、造成済地は3年以内、未近	1億円以上 (造成費等除く) 県内雇用増1人以上 研究員等5人以上 養着手届の提出 造成地は5年以内に業務 手後2年以内に業務開始 費(*10)の5~15% …5% …5% …10%(*12)	

- (*1) 高度な物流施設とは、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、製造業にかかる物流施設であり、荷捌き合理化設備、 情報処理システム、流通加工用設備のうち、**2種類以上の設備を有する**施設のこと
- (*2) 植物工場とは、建築確認を要するような完全人工光型植物工場等であること(設備投資の補助は5億円以上の投資が必要)
- (*3) 研究所とは、自然科学研究所または製造業の分野に係る開発・研究を行う施設のこと
- (*4) 原則「市内事業所雇用増1人以上」が要件
- (*5) 高度な物流施設及び植物工場は、業務開始時点で従業員が10人以上の事業所でかつ、(*4) にある雇用要件を満たすことが必要
- (*6) 大型特例とは、用地取得や造成費などを除く建物・機械設備等の投資額が、製造業、データセンター、物流施設及び植物工場は 50 億円以上、研究所、ソフトウエア業、工業デザイン業は 25 億円以上の投資を行う場合の特例のこと
- (*7) 特定地域とは、工業地域、準工業地域のうち地区計画で工業系以外の立地に制限がない地域のこと
- (*8) ふじフロ区域とは、静岡県が指定するふじのくにフロンティア推進区域のこと(本市では第三都田地区工場用地が対象)
- (*9) 県成長分野とは、静岡県が定める食品・医薬品・医療機器・環境関連等の業種及び施設のこと
- (*10) 設備投資費とは、工場等の建設及び機械設備の投資費のうち、生産・研究等に係る経費に必要な部分の建設、機械設備の投資費に かかる経費のこと
- (*11) 自社有地における設備投資費については、スクラップアンドビルドの考え方を適用して5億円以上であるかを判定
- (*12) 設備投資費が 10億円未満の場合、補助率 7%
- (*13) 設備投資費が 10億円未満 (研究所においては 2億円未満) の場合、補助率 10%

補助金試算シート

		浜松市	静岡県			
	取得用地	所在地:区		(面積		m²)
用地取得費・新規雇用補助	用地取得費	¥				
	補助率	15%	20%	10%	15%	20%
	田地版但弗斌田	①×補助率		①×補助率		
	用地取得費補助	= ¥	2	= ¥		3
	新規雇用補助	¥500,000×人		¥500,000 ×	人	
	<u>利风准用佃功</u>	= ¥	4	= ¥		⑤
	小計	2+4= ¥	A	3+5= ¥		В
設備投資費補助	an He In Versth	建物建築費用 : ¥	75 × 80	% = \forall		6
	設備投資費(概算)	機械設備費用:¥	90 			
	(1991 . 31° /	⑥ +⑦= ¥	8			
	補助率	10%	5%	0% 5%	7% 10%	15%
	机供机次曲块叫	⑧×補助率		⑧×補助率		
	<u>設備投資費補助</u>	= ¥	C	= ¥		D
合 計		A + C = \(\frac{\frac{1}{2}}{2} \)	E	B+D= ¥		F
総計		E+F= \(\frac{\frac{1}{2}}{2}\)				

補助金交付手続きの流れ



- (*a) ... 用地取得契約の1日以上前に届出
- (*b)... 建物工事等契約の1ヶ月以上前に申請
- (*c)... 補助金交付申請年度の前年度8月20日頃までに提出
- (*d)... 補助対象経費の支払が全て完了し、計画された雇用が達成され本格的に操業を開始すること